

# 税のQ&A

東京地方税理士会 川崎南支部  
税理士 越智 浩



## Q 政治資金に課税されないの？

政権が代っても『政治家とカネ』をめぐる問題は連日のように報道され、スキャンダルはつきることがないように思われます。政治資金規正法による『しぼり』があるようですが、どこに違反しているのか？あるいは、何故問題が生じるのか？内容がよくわかりません。政治資金には課税されないのでしょうか。

## A 寄付・贈与

個人が金銭等を無償で受けた場合、つまり、金品などをもらった場合には、それらを提供する者が個人の場合には贈与税が課され、法人の場合には一時所得として所得税が課される。すなわち、贈与がおこなわれた場合には、原則として、贈与を受けた者に利益があり、受けた利益の価額は担税力のある所得であると税法は規定している。

今、仮に、個人Aと法人Bが政治家である個人甲に政治献金、つまり、政治資金を甲に寄付・贈与したとする。原則的には、上記の考えにより個人Aからの政治資金には甲に贈与税が課され、法人Bからの政治資金には甲の一時所得として所得税が課されることになるわけであるが、そもそも政治資金とは、そのすべてを政治活動の経費に充てることを予定しているものであり、一般的な贈与とは異なり、政治家個人の受贈益になると考えることは酷である。また、贈与する側も課税後の残りの資金しか政治活動の経費に充てられないとすれば、政治活動の意欲を失う要因となりかねない。

そこで、課税関係が生じる前に政治資金制度を整えることにより、政治資金の寄付及びその用途について政治資金規正（「規制」ではない。）法及び公職選挙法を適用し、政治資金が政治活動に適正に使われるよう、ルールの特化がなされてきた。平成7年の政治資金規正法改正により政治家個人は政治資金を受け入れることはできず（選挙期間中の陣中見舞いは除く。）、総務大臣（当時自治大臣）に届け出た政治資金団体のみが政治資金を受け入れることができるようになった。そして、毎年の政治資金に関する収支報告書を総務大臣に

提出しなければいけないことになっている。当時も今も、実際の政治活動が政治家個人というよりは、政治団体を通じて行われていることに基づく立法措置だったといえる。この政治資金規正法は、『政治家とカネ』をめぐる問題が起るたびに改正され、平成21年分からは、政治資金が政治活動の経費に適正に充てられていることを確保・透明化するために、登録政治資金監査人による収支報告書の監査が義務付けられることになった。これら一連の法改正により、現在、政治家個人は政治資金を受け入れていない（繰り返すが、選挙期間中の陣中見舞いは除く。）ので、前述のような贈与税の課税関係から切り離されることになり、自らの、また所属する政治団体について、受け入れた政治資金が課税されることになるかどうかという問題に集約されることになる。

政治資金を受け入れる政治団体は、法人税上、公益法人等または人格のない社団等として取り扱われることになり、公益法人等または人格のない社団等は収益事業から生じた所得についてのみ法人税が課税されることになっている。逆に言えば、収益事業以外の事業から生じた所得については課税されない。政治団体における政治資金の受け入れ、つまり寄付金による収入は収益事業による収入には該当しないので、政治活動資金を寄付金のみでまかなっている場合には、法人税は課税されないことになる。以上のように、政治資金の受け入れは課税関係から切り離されているわけであるが、当然、ルールから逸脱した場合には課税されることになる。時の総理大臣は、政治団体へ寄付した政治資金の原資（出どころ）が問題となり、贈与税を納税することになったようだ。